

※施設入所者等とは、以下のいずれかに該当する方を指します。

- ・ 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている方
- ・ 国内に住所を有しない方
- ・ 特別養護老人ホーム等、高齢者の医療の確保に関する法律第 55 条第 1 項第 2 号から 5 号までに規定する施設（同号に規定する施設のうち、介護保険法第 8 条第 11 項に規定する有料老人ホームであって、高齢者の居住の確保に関する法律第 5 条第 1 項の登録を受けたもの（介護保険法第 8 条第 11 項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第 41 条第 1 項本文に指定を受けていないものに限る）を除く。）に入所又は入居している方

※入院又は入所時期等によって健康診査の通知が届く可能性があります、健康診査を受けることができません。ご了承をお願いします。